

政令第 号

温泉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三章」を「第四章」に改める。

附 則

この政令は、温泉法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

理由

温泉法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。